



1. はじめに♪

 皆さんこんにちは。知的財産の「永遠の吟遊詩人 (!)」こと弁理士の中川淨宗です。

今回は、2019年の法改正に伴う意匠法の新たな保護対象について、お話ししました。今回は2019年7月に施行された「不正競争防止法」における限定提供データ（不2条7項）に関する不正行為についてお話しします。

 中川先生、不正競争防止法で保護される「限定提供データ」とは、以下の6つの要件をすべて満たすもののことですか。例えば、携帯電話会社Xが利用者Yらの携帯電話から取得した位置情報といったビッグデータを念頭に置けばよいでしょうか？

限定提供データの6つの要件

- ① **限定提供性**
- ② **相当蓄積性**
- ③ **電磁的管理性**
- ④ **技術上または営業上の情報**
- ⑤ **非秘密管理性**
- ⑥ **オープンなデータへの非該当性**

 のりお 法雄さんが言うとおりの、携帯電話の位置情報であれば、アプリ開発会社Zによる人出予測アプリの開発や、X社がイベントの混雑状況をYらに知らせるサービスなどに活用されるでしょう。

このように、限定提供データとは、それ自体が商品として提供されているデータや、一定の企業などをメンバーとするコンソーシアムで共有されているデータのように、事業者が取引を通じて他人に提供するデータなどが想定されます。

 ビッグデータなどは企業などの競争力の源になりますよね。これが活用・共有されることで、先ほどのアプリやサービスみたいに、新しい事業が生まれたり、新しい価値が商品やサービスに付け加わったりします。だから、企業としてはビッグデータの収集などに行った投資をきちんと回収できなければなりません。

 ちあき 知明さんの言うとおりですな。ただ、データはコピーを取ったり、インターネットなどで拡散したりするのも容易です。つまり、データが不正に使用されれば、それへの投資を回収する機会を失ってしまうおそれが高いのです。

 でも先生、ビッグデータなどは不正競争防止法をはじめ、特許法や著作権法といった他の法律も含めて、従来保護されてこなかったのでしょうか？

 まず、携帯電話の位置情報のようなデータ自体は、一般に「自然法則を利用した技術的思想の創作」(特2条1項)に当たらず、「発明」に該当しませんから、特許法による保護は困難です。

同様に、「著作物」も創作性、つまり作者の個性が表れている必要があります(著2条1項1号・12条の2)。よって、網羅的に収集されただけのデータや、これを五十音順のように機械的に並べたデータでは、著作権法による保護も困難です。

 仮に、ビッグデータの構成などに創作性が認められたとしても、その一部を抜き出して使用するというように、その創作的な表現が再現されていないと、著作権の侵害を主張できませんね。

 しかも、ビッグデータなどは他人に提供して利用してもらうという性質のものですから、不正競争防止法が従来保護してきた「営業秘密」(不2条6項)に該当しないものも多いでしょうな。

2. 限定提供データとは



そこで、不正競争防止法は、ビッグデータなどを安心して利用でき、また、他人に提供できる環境を整備するため、その不正な取得などを規制することにしたわけですね。

① 限定提供性



さて、冒頭のX社が保有する携帯電話の位置データ α が限定提供データに当たるか否かを条文に照らして考えていきましょう。

第1の要件は「業として特定の者に提供する情報であること」です。これは、一定の条件の下、特定の相手方に提供するデータを保護する趣旨です。

「業として」とは、データの保有者が、反復継続的にデータを提供している場合のほか、反復継続してデータを提供する場合も含みます。



ということは、X社がYらにアップデートのためのデータ α を繰り返し提供する場合のほか、来週からデータ α の提供を開始する旨をZ社に告知している場合も、業として提供しているといえるわけですね。



また、規定上、会社などが営利を目的として提供するデータに限られませんから、個人が提供したり、無償で提供したりするデータも、限定提供データに該当し得ます。

そして、「特定の者」とは、人数の多少に関係なく、一定の条件の下で、データを提供される者のことです。



Z社がX社に対価を支払ってデータ α を購入している場合が典型的な例ですね。そして、データ α を購入しているのがZ社ただ1社でも、限定提供データに当たります。

② 相当蓄積性



第2の要件は「電磁的方法により相当量蓄積されていること」です。これは、会社などが事業を行ううえで役立つ有用性を備えるぐらい蓄積されたデータを保護する趣旨です。



電磁的方法による蓄積とは、ハードディスクに記録されているといったことですね。どれぐらいあれば相当量になるのでしょうか？



それは、個々のデータの性質に応じて判断される問題ですが、そのデータの活用方法や価格、その収集や分析に要した時間・費用・労力などが考慮されるでしょう。

また、保有している情報の一部であっても、それだけで取引を行う価値があれば限定提供データに当たります。



例えば、X社が日本全域の利用者の位置情報を保有している場合に、これを都道府県ごとに分けて提供するような場合も、限定提供データとして保護されるわけですね。

③ 電磁的管理性



第3の要件は「電磁的方法により管理されていること」です。これは、特定の者に提供するためのデータとして管理しているというデー

タ保有者の意思が外部に明示されることで、そのデータが保護されているものか否かを第三者が判断できるようにするための要件です。



この要件を満たすための具体的な措置は、データ保有者の規模やデータの性質といった事情に基づいて判断されることになりそうです。

でも、この要件の趣旨からすると、そのデータが管理されているものであることを第三者も簡単に分かるような措置でなければならないでしょう。



要するに、第三者によるデータへのアクセスを制限する技術が施されている必要があるわけですね。例えば、Z社がデータ α にアクセスする際に、IDやパスワードの入力を求められるといった具合です。

④ 技術上または営業上の情報



第4の要件は「技術上または営業上の情報であること」です。

限定提供データには、実際に利用・活用されている情報だけでなく、それが期待される情報も広く含まれます。



技術上の情報としては機器の稼働データなどが、営業上の情報としては市場調査データなどが考えられます。ただ、両方に該当するような情報もあるかもしれませんね。



ところで、児童ポルノのような違法な情報または社会秩序や道徳に反する有害な情報も、限定提供データになり得るのでしょうか？



そのような情報は、規定では明確に除外されていません。しかし、法律で保護すべき情報では当然ありませんから、限定提供データには該当しないと考えられます。

⑤ 非秘密管理性



第5の要件は「秘密として管理されているものでないこと」です。逆に、秘密として管理されていること（秘密管理性）は、営業秘密では要件とされています。



そもそも、営業秘密は会社などが秘密として管理する情報であるのに対し、限定提供データは対価を支払うなど一定の条件を満たした特定の者に提供するための情報ですから、その性質はだいぶ違います。



つまり、この要件は、不正競争防止法における営業秘密による保護と限定提供データによる保護の線引きを行っているわけですね。

データ α がX社で秘密の情報として管理されていれば営業秘密として保護され、それがZ社など特定の者に提供されるための情報であれば限定提供データとして保護されます。

⑥ オープンなデータへの非該当性



第6の要件は「無償で公衆に利用可能となっている情報（オープンなデータ）と同一でないこと」です（不19条1項8号ロ）。簡単にいうと、不特定多数の人が無料でアクセスできるデータではないことです。

例えば、政府の統計データのように、誰もが自由にアクセスできるウェブサイト上のデータは、本来誰でも自由に利用できるものですから、これと同じデータは保護されません。



無償とは、政府が公衆に無料で統計データを提供しているような場合が想定されますが、X社が自社の携帯電話の購入者に限定してデータ α を無料で提供している場合も、無償といえるのでしょうか？



その場合は、データ α の提供に対し、携帯電話を購入するという対価が支払われているので、無償とはいえません。よって、データ α はオープンなデータに当たりません。

一方、一部の統計データのように、データを利用する際に出典を明示するといった何らかの義務をユーザーに課すものがあります。それはデータの提供への対価ではないため、そのような統計データは、やはりオープンなデータに当たります。



最後に、オープンなデータが五十音順の場合、これをイロハ順に並べ替えたデータは、限定提供データとして保護されるのですか？



いいえ、そのようなデータは、オープンなデータの並べ方を単純かつ機械的に変更しただけのものです。よって、本来誰もが自由に利用できるオープンなデータと実質的に同じですから、保護されません。

3. 規制される行為



不正競争防止法は、限定提供データについて、以下の行為を「不正競争」として規制しています。右頁下図を見ながら、説明しましょう。

① アクセス権がない者(A社)の行為



①は、A社がデータ α にアクセスする権限がないのに、X社のアクセス制限を破り、データ α を自社のコンピュータにコピーするような行為です（不2条1項11号）。



「取得」とは、今の例のように、データを自らの管理の下に置くことです。「使用」とは、A社がデータ α を利用して人出予測アプリ β を作成するといった行為です。



先生、確か営業秘密の場合は、不正に取得などされた営業秘密を使用して作られた製品を販売するといった行為も、不正競争に当たりますよね（不2条1項10号）。

限定提供データの場合は、アプリ β のように、そのデータを使用して得られた成果物を販売することも不正競争に当たるとはならないのでしょうか？



アプリ β は、元のデータ α とは異なるものと評価できますから、それを販売するなどしても、一般に不正競争には当たりません。

一方、データ α をそのまま含んだデータベースなどは、データ α と実質的に同じですから、そのデータベースの使用は、不正競争に当たるとは思います。

 「開示」とは、データを第三者が知り得る状態に置くことです。

例えば、A社がデータαを自社のウェブサイトに掲載した場合、実際に誰かがアクセスしていなくても、データαを開示していることになりますな。

② アクセス権がある者（Z社）の行為

 ②は、他者への開示が禁止されているのに、金銭を得たり、X社の事業を妨害したりするために（図利加害目的）、Z社がデータαを他社に開示するような行為です。

また、②には、Z社がX社からデータαの分析を委託された場合に、それを無断で自社の人出予測アプリの開発に使用（任務違背）するような行為も含まれます（不2条1項14号）。

③ 取得時悪意転得者（B社）の行為

 ③は、B社が、データαが盗まれたものであることを知りながら（悪意）、A社からそれを購入したり（不2条1項12号）、データαが第三者への開示が禁止されていることを知りながら、それをZ社から購入したりする行為（同15号）ですな。

 もっとも、B社が、A社から直接データαを購入する場合だけでなく、A社からデータαを購入したP社からそれを購入したような場合であっても、それが盗まれたものであることを知っていれば、やっぱり不正競争に当たりますよね。

 なお、営業秘密の場合とは異なり、データの円滑な取引を妨げないように、B社が身元よく分からない者からデータαを購入したといった「重大な過失」で限定提供データを取得したとしても、不正競争に当たらない点に注意してください。

④ 取得時善意転得者（C社）の行為

 ④は、C社が、A社からデータαを購入した後で（善意で取得）、それが盗まれたデータであることを知り（不2条1項13号）、またはZ社からデータαを購入した後で、それが他社への開示が禁止されていることを知ったのに、データαを他社へ開示するような行為（同16号）です。

あれっ、C社がデータαを使用して不正競争にはならないのですね？

 そのとおりです。データを利用する事業を過度に萎縮させないようにするため、営業秘密の場合とは異なった取り扱いになっています。

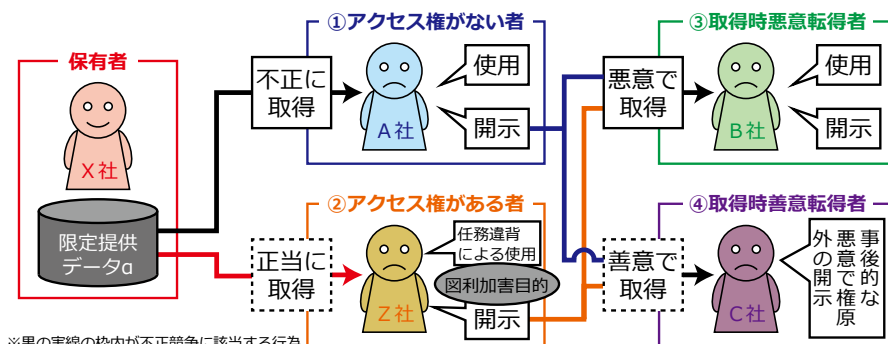
一方、営業秘密の場合と同様、Z社との間の契約で、データαを他者に提供できるとされている場合に、C社がそれを他社に提供しても、X社から差止請求などを受けません（不19条1項8号イ）。これは、データの取引を安心して行えるようにするためです。

4. おわりに♪

 情報通信技術の発展に伴ってデータの価値は一層高まっています。そういった社会情勢を踏まえて、不正競争防止法がデータの保護の一端を担うことになったわけですね。

 法雄さんの携帯電話の位置情報はいいかい
も、奥さまには有用な情報ですよ。法雄さんが夜の街を徘徊しないよう監視するためにね（ぷぷっ）♥

では先生、今回の話とも関わる「技術的制限手段」に対する不正行為について、次回はご説明をお願いします！



中川 淨宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。先日「発破技士」の試験に合格した。鉱山などで発破作業に従事するための資格で、火薬類や発破の手順の知識が求められる。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通 3-35 横浜エクセレントⅢ TEL 045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/>
E-mail : customer@ipagent.jp